

No.	該当箇所		内容	回答
1	-	目次	<p>第4章の基本目標1と2に、細部の目次を記入する。 例えば、「(1) 地域での支え合いの推進……20」や「④見守り活動の充実……21」のように。</p>	<p>第4章につきまして、基本方針レベルでページ数を記載します。</p>
2	-	計画全体	<p>5年間に取り組む具体施策の年次実施計画をつくってください。 何年度に何をするのか？ 「充実・強化」という言葉を多用されているが、現状をどう充実するのか？どう強化するのか？それがあってこそ計画と言えます。</p>	<p>本計画は、福祉の各分野の計画と異なり、すべての住民の地域生活を支えるための仕組みづくりなどの取組の方向を示しています。 本計画に含まれる施策は、1年ごとに目標を立てて、順を追って達成できる性質のものばかりではないため、年次実施計画を作成することは予定しておりませんが、毎年度の点検評価は引き続き行ってまいります。</p>
3			<p>国の基本計画（※）では5年間の工程表があります。このような工程表をつくる必要があります。 ※第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）以下、「国の計画」と言います。</p>	<p>前述で回答のとおり。</p>
4	P53		<p>計画に盛り込む事項について 国の計画では、以下の方針を盛り込むことが望ましいとしています。 ●中核機関および協議会の整備・運営の方針 ●地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針 ●市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針 このことからしても、現在の計画案では不十分です。工程表の作成も求められます。</p>	<p>国は、市町の現状により柔軟な成年後見制度の推進を進めておりますので、本市としましては、第4期計画期間中に取り組むべき「方針」、「主な取組」、「それぞれの役割等」を、基本目標2「(5) 権利擁護機能の強化」に記載しております。 また、中核機関および協議会の整備・運営の方針につきましては、本市に設置しております「権利擁護・成年後見センター」において毎年度立てております事業計画の中でお示ししております。</p>
5	P23,47	<p><引きこもり対策について> 障害はもちろん、社会的な原因での引きこもりも含めて、本人と家族に対する支援・対策が必要です。この人たち当事者は現状に対する自己否定と孤立感、将来に対する不安感にさいなまれています。いや、あきらめてしまっている人もいます。そして最悪、孤独死や自死という最も悲惨な状況が起きている現実があります。 市民一人一人が生き生きと人生を送るために、この人たちは何を求めているか、それに対してどんなことをしていくのが必要か？私は、行政や支援者・地域ができる限りのアプローチをしていくことが必要だと思っていますが。 この計画で記述をしてください。</p>	<p>ひきこもりや自死などの深刻な課題については、基本目標1「(1) 地域での支え合いの推進」に記載しておりますとおり、地域との連携が必要であると考え、行政や社会福祉協議会の役割として、地域課題やニーズの把握に努めることとしています。 なお、その方法（＝アプローチ）としては、アウトリーチを強化することとして、基本目標2「(4) 相談支援体制の推進」に記載しており、自ら助けを求めにくい方々へ、行政や支援者から赴き働きかける仕組みを検討・実施していくこととしております。</p>	

6	-		<p><計画の推進のために> この計画案は、やっぱり現状追認であり具体性のない「計画のための計画」です。もっと「実践・行動のための計画」になるよう求めます。そのためには、その名のとおり「推進役」である推進委員会において、推進できるだけの各年度の具体実施計画の作成とその点検をされることを希望します。</p>	<p>計画の推進状況については、毎年、推進委員会で評価・点検していただいておりますので、引き続き行ってまいります。</p>
7	P22	第4章 基本目標1	<p>「住民が主体的に取り組む地域づくり」 この「主体的に」に異議があります。「住民が主」で行政は「従」なのでしょうか？「住民と行政が協働して」ではダメでしょうか？</p>	<p>「住民主体」は地域福祉の中核概念であり、全国社会福祉協議会の『社会福祉協議会基本要項』では、「地域の福祉を推進していく基本的な主体は地域社会に暮らす住民自身である」ということを「住民主体の原則」として位置付けています。 すべての住民が住み慣れた地域で豊かに暮らし続けられるように、その地域に必要な取組に参加し相互のつながりをつくり、一人ひとりが「主人公」となって動き出すことが大切であるという意味から、「住民主体の原則」は地域福祉活動と切り離すことのできない理念として計画に掲げ、一貫して取り組んできております。 市、社協も地域福祉推進のためのきっかけづくりや働きかけ、取組に必要な条件整備などにおいて、協働して取り組んでまいります。</p>
8			<p>災害時要配慮者支援台帳について、あまりに登録率が低い。「こういう人は配慮が必要です」としておきながら地域にその情報が提供されないということは、地域としては『配慮をしようにもできない』ことになる。支援者には守秘義務を課してもいるのであり、基本的には対象者全員の情報を地域に提供されてもいいものである。命と個人情報、どちらを守るべき？少なくとも「登録率の大幅アップ」の明記を。</p>	<p>本市では、他市に比べて、特に高齢者の方について対象要件を幅広く設定しています。 一方で、対象要件に該当する方のなかでも、支援を必要とされない方や、地域のなかで支援者としての役割を果たしておられる方、自身の情報を提供することに同意されない方たちも一定数おられることから、重視すべきは登録率ではなく、真に支援を必要とする方の登録を促進していくことであると考えております。</p>
9	P29-30	第4章 基本目標1 (1) -⑤	<p>前記の個別計画。近年、地域に働きかけさえされていないのではないかと？目標を持って地域に入って地域とともに進めることを明記してください。</p>	<p>当市では「南丹市災害時要配慮者支援台帳」と「個別計画」の2種類を作成しており、「個別計画」は、現在美山町のみで作成されております。一方で、国において「個別避難計画」の作成が自治体の努力義務とされておりますが、当市で作成しております「南丹市災害時要配慮者支援台帳」は要配慮者をリストアップした一覧だけでなく、個人個人の情報を詳細に記載した「個票」も併せて作成しております。この内容が、国が求める個別避難計画に記載が必要な事項の大部分を既に盛り込んでおりますので、まずは、南丹市全域で運用できている当該台帳を中心にしながら、個々の支援につながる取組を第4期計画で整備していきます。 なお、本回答内容をより反映させるため、ご指摘の箇所にあります</p>

				<p>【それぞれの役割等】の市の部分におきまして、該当箇所の文言を次のとおり修正します。</p> <p>「地域において災害時要配慮者支援台帳が個々の支援に具体的に活用されるよう働きかけます。」</p>
10			<p>福祉避難所を全ての市民に公表してください。ハザードマップにも当然掲載してください。避難が必要になったその時にならないと、利用できるかどうか分からないという状態はなくしてください。「連携強化」ではこの点に配慮されていません。</p>	<p>南丹市では現在、「福祉避難所」として市内の15の福祉施設と「福祉避難所」に関する協定を締結しています。福祉施設の運営上、災害の状況によっては受入れ体制が取れない場合や、ウイルスの感染予防のため等の理由から受入れが困難な場合があることに鑑み、受入れ可否を確認する「マッチング役」を、市が担っておりますので、本市では、公表について慎重に検討しており、現時点では公表しておりません。</p>
11	P47-49	第4章 基本目標2 (4) -①	<p>民生児童委員やふれあい委員の記述を。</p>	<p>基本目標2は、総合的な相談・支援体制づくりに関する内容となっております、ご指摘の箇所では専門的な分野について記述しておりますが、「地域の身近な相談相手」である民生児童委員やふれあい委員は、見守り等を通して地域における相談機能の一端を担っていただいておりますので、民生児童委員及びふれあい委員に関する記述は「基本目標1 - (1) -①」に記載しております。</p>
12			<p>市民に委嘱している障害者相談員の記述を。</p>	<p>本計画は福祉に関する各種計画の上位計画であり、各分野の具体的な問題に対する解決策等については、各種計画において計画が立てられることとなっております。ご指摘の点については、担当部署へ引き継ぎます。</p>
13			<p>計画相談事業所の専門員の質と量がニーズを満たしていない。この解決策を明記してください。</p>	
14	P51-55		<p>「成年後見制度利用促進基本計画」というタイトルに比し、3ページとあまりに少量の計画であり、今後行っていこうとすることはそのうち半ページのみ、しかもその内容は抽象的なほぼ現状の羅列です。私の知る他自治体の計画は冊子になるほどの計画を立てられています。これでは、制度利用を積極的に促進していこうという気概は感じられません。私も制度を利用する側にいる一市民ですが、この内容では『制度を利用したい』という気持ちにはなりません。利用促進が期待できる内容に全面的に改めてください。そして、いつ何をするのか具体的に。</p>	<p>本市の成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画に包含された計画であり、成年後見制度の推進は、基本目標2における基本方針「(4) 相談支援体制の推進」と「(5) 権利擁護機能の強化」それぞれが切り離されたものではなく、権利擁護・成年後見制度も含め一体的に進めていくべきものと考え策定しております。</p> <p>内容につきましては、計画策定のために実施したアンケート調査における「成年後見制度の認知度が極めて低い」という結果を受け、『制度を利用したい』と思っていただけるか否かは、まずは「知っているか否か」からであると考え、利用促進の前提となる「住民の皆様を知っていただくこと」を大きな目標としました。</p>
15			<p>以下、提言も含めて内容の充実をお願いします。</p> <p>①市・社協ともに未活動登録者の早期活動開始を図ること。その目標時期を明記すること。</p>	<p>市民後見人・法人後見支援員として名簿登録していただいている皆様は、身近な地域の支援者として心強い存在です。しかしながら、名簿登録者すべての方に活動いただくことが目的ではなく、専門職後見人ではなく、身近な地域の支援者に支援いただくことが望ましい場合、名簿登録者から推薦いたします。</p>

16	P52	第4章 基本目標2 (5)-②	<p>②判断力が不足する市民で、成年後見制度は利用しない市民に対しても身上監護と意思決定支援が必要です。このことに触れてください。市のセンターはその名のとおりに「成年後見」だけでなく「権利擁護」のセンターでもあるのですから。</p> <p>(参考) 本年3月25日閣議決定の「第2期成年後見制度利用促進基本計画」では、次の2点をあげている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援など幅広い場面で活躍できる取り組みが必要 ・法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進を期待 	<p>身上監護と意思決定支援につきましては、「基本目標2-(5)-①」内【主な取組】として記載しております「判断能力が十分でない方を支える仕組みづくり」に包含されております。</p>
17			<p>③成年後見人材だけでなく、前記②のニーズに応えられる市民人材の養成も必要です。この人材も含めて、5年間の養成計画を明記してください。</p> <p>講座種類を2コースつくる。市民後見人コース(全講座受講)と身上監護・意思決定支援コース(必要部分の受講)で。</p>	<p>市民人材の養成につきましては、南丹市だけではなく、南丹圏域の課題として、近隣市町及び京都府と検討のうえ進めてまいります。</p>
18	P53		<p>④後見制度を利用しない市民の身上監護面での支援に関連して、関係機関(医療、障害や介護施設、金融など)との協議体を復活して南丹市レベルで運用ができるようにする。</p> <p>過去、社協の主導で平成27・28年度に「住民の権利擁護と関係機関の連携を考える会」が開催された。継続発展を期待したが、消滅してしまった。</p>	<p>「基本目標2-(5)-②」内【主な取組】に記載しておりますとおり、「権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築」として、第4期期計画で取り組んでまいります。</p>
19			<p>⑤国レベルで、精神や知的に障害を抱える当事者が求めているのは次の3点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要となるときに利用でき、必要なくなれば終了できる制度になるように ・わかりやすい報酬体系になるように ・本人の立場に立って、いっしょに人生を歩んでくれる存在であるように <p>国も見直しを始めました。</p> <p>南丹市の計画にも「当事者にとって利用しやすい制度になるよう働きかけていく」ことを明記していただきたい。</p>	<p>ご指摘の3点につきましては、すでに国が成年後見制度の課題として見直しを検討しております。</p> <p>また、「当事者にとって利用しやすい制度になるよう働きかけていく」ことにつきましては、担当課として、機会をとらえて京都府及び国へ要望を行っております。</p>

20			<p>「5年間毎年度の実施計画を立てる」「毎年度委員会で点検評価をする」ようにしてください。具体的に何をすることも言わないどんぶり勘定では点検評価もできません。</p>	<p>本計画は福祉に関する各種計画の上位計画であり、各分野の具体的な実施計画については、各種計画において計画が立てられることとなっております。</p> <p>また、評価・点検については、ご指摘の箇所に記載しております「南丹市地域福祉計画推進委員会」において、既に毎年度行っておりますので、明記します。</p>
21			<p>「定期的に評価する」は「毎年度評価する」にしてください。</p>	<p>前述で回答のとおり。</p>
22	P57	第5章 2	<p>評価指標が市民アンケートの回答割合では淋しいです。指標項目もレベルが低いししかも「減る」か「増える」かすれば目標達成なんて。目標に値する他の指標がないですか。</p>	<p>第4期計画では、住民と地域社会、住民（地域）と関係機関との繋がりが・連携の強化に重点を置くことから、今回は、住民組織数や活動拠点数、地区福祉計画策定数を見るだけでは、計画の内容が達成できているかの指標となり得ませんので、住民の現状を広く知ることのできるアンケート調査の結果を比較することによって、市の現状を評価できると考えました。</p> <p>指標の1つ目・2つ目については、住民と地域社会、住民（地域）と関係機関との繋がりを深めることで解消を目指す「孤独・孤立」の問題に着目して設定しております。</p> <p>無作為抽出で行うアンケートにおいて、「孤独」という抽象的概念について、「孤独である」と感じる（回答する）住民の割合を少なくしていくことは、ともすれば増加する可能性も含んでいますが、どの住民に回答いただいたとしてもその割合が現状値より低くなるように努めることは、地域福祉を促進していく意義になると考えています。</p> <p>また、3つ目・4つ目の指標については、今回のアンケート調査の結果から浮彫りとなった、成年後見制度の認知度と、“困りごとの相談先”としての南丹市社会福祉協議会の認知度の低さを改善するために設定しております。</p> <p>ただし、計画に対する評価については、数値だけで評価しようとするのではなく、推進委員会において事例や取組の質的な評価も行います。</p>

23	P10	第2章2(1)	平屋地区地域福祉推進協議会では、「第2期 住み続けたい平屋プラン」が令和4年度で終了となるため、令和5年度から令和9年度を期間とする「第3期 住み続けたい平屋プラン」の策定に向けて取り組みが進行中である。	記載内容に、第3期プランについて追記します。
24	P27-28	第4章 基本目標1(1)-④	参考事例にある日吉町中世木のような取組がさらに全市に広がっていくことが大切だと思う。しかし、同封資料にある茨城県境町のような自動運転バスなどについても掲載していただければ、移動支援活動を考える際のヒントが広がるのではと考える。	全国では様々な取組が展開されておりますが、本市の計画では、本市の取組を掲載したいと思います。同封いただいた資料は、計画を推進していくなかで参考にさせていただきます。
25	P56	第5章1	第4期計画を実りあるものとするため、「市及び社会福祉協議会の関係部署が地域の多様な主体と連携し」ていくためには、同封資料にある茨城県銚田市及び同県行方市のような相互交流の仕組みが実現できれば、より充実した推進体制が構築できると考える。	同封いただいた資料は、今後の参考にさせていただきます。
26	-	その他	※第4期計画の名称について、正式名称とは別に例えば「みんなでつくる 笑顔のなんたんプラン」や「みんなでつくる にっこりなんたんプラン」などの愛称のようなものがあれば、少しでも市民になじんでもらえる計画になると思う。	市民の皆さまに紹介する機会をつくり、馴染んでいただけるよう努めます。